労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

Human outsourcing and temporary staffing

人と企業の明日を結ぶ
株式会社アビリティセンター

労働者派遣法第３０条の４第１項の規定に基づく労使協定

株式会社アビリティセンター（以下「甲」という。）と株式会社アビリティセンター労働者代表 保野哲男 （以下「乙」という。）は、労働者派遣法第３０条の４第１項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第１条　本協定は、派遣先で別表１に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

（２）　対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

（３）　甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第２条　対象従業員の賃金は、基本給、技能手当（給与体系が月給の者に限る）、時間外手当、休日出勤手当、深夜労働手当及び通勤手当とする。

（賃金の決定方法）

第３条　対象従業員の基本給及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表２の退職金（５％）上乗せ後の数値によるものとする。

（２）　比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和７年８月２５日職発０８２５第１号「令和８年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第３０条の４第１項第２号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」（以下「通達」という。）別添２によるものとし、対象業務ごとに別表１に定める。

（３）　別添２の分類については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある場合は小分類を使用するものとするが、別表１の４に定める「一般事務」については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用するものとする。

（４）　通勤手当については基本給及び手当とは分離し実費支給とし、第６条のとおりとする。

（５）　地域調整については、派遣先の事業所所在地が京都府、東京都、埼玉県、千葉県、長野県、愛知県、岐阜県、福岡県が想定されることから、通達別添３に定める各都道府県の都道府県別地域指数を用いるものとする。

（６）　退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第３の４に定める合算により比較する方法とし、その額を別表２の地域調整後の金額に５％を乗じた額（１円未満の端数切り上げ）とする。

（基本給）

第４条　対象従業員の基本給及び手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表３のとおりとする。

別表２の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。

（２）　別表３の各等級の職務と別表２の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Ａランク：１０年
Ｂランク：　３年
Ｃランク：　０年

（３）　第７条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合には、基本給額の１～３％の範囲で昇給するものとする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

（時間外手当等）

第５条　対象労働者の時間外手当、休日出勤手当及び深夜労働手当については、派遣スタッフ就業規則第２２条、第２３条及び第２４条の定めにより、法令の定めに従って支給する。

（通勤手当）

第６条　対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

（賃金の決定に当たっての評価）

第７条　基本給の決定は、半期ごとに行う別表４－１の勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、その評価結果に基づき、第４条の昇給の範囲を決定する。

（２）　技能手当の決定は、別表４－２のスキル評価表を活用して評価を行い、その結果により別表４－２に定める額を支給する。

（賃金以外の待遇）

第８条　教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、正規従業員就業規則第１９条から第２５条までの規定を準用する。

（教育訓練）

第９条　労働者派遣法第３０条の２に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

第１０条　本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第１１条　本協定の有効期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの１年間とする。

令和 8 年 3 月 17 日

事業場名　　株式会社アビリティセンター

代表者名　　代表取締役　　吉村　和紀　　印

労働者代表職氏名　　俣野 哲男　　印